

経済産業省

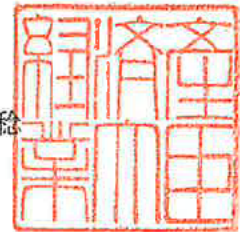
20221014 製第 3 号

令和 4 年 10 月 27 日

化学物質審議会

会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 西村 康稔



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号以下「法」という。）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次について諮問する。

ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（ PFH_xS ）又はその塩並びにペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が 6 のものに限る）又はその塩に係る法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質の指定